介護老人保健施設　小美玉 敬愛の杜
通所リハビリテーション（予防含）　運営規程の概要

第１章　施設の目的および運営方針

（運営規程設置の趣旨）

医療法人　健甦会　が開設する介護老人保健施設小美玉敬愛の杜（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

（施設の目的）

当施設の通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、医学的管理の下における看護、介護及び機能訓練その他必要な医療を提供し、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅における生活の継続を目指して通所サービスを提供することを目的とします。

（運営の方針）

１、当施設では、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅介護支援計画並びに通所リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下における理学療法・作業療法・言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が在宅生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

２、当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他傷の恐れがある緊急やむをえない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

３、当施設は、利用者の人権擁護、虐待防止のために、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対して研修を実施する等の措置を講じるものとします。

４、当施設では、介護老人保健施設が地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者、茨城県や小美玉市及び関係市町村と綿密な連携を図るとともに、地域の各医療機関や福祉関係機関と連携し、利用者が地域において総合的にサービスの提供を受けることが出来るよう努めます。

５、当施設では、利用者の心身の健康と長寿が甦ることを目的に「すこやか」で「個性豊かに」過ごすことが出来るようサービス提供に努めます。

６、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、通所リハビリテーション利用上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するよう努めます。

７、利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解をえることとします。

８、当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規程する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

第２章　　施設の名称及び所在地

（施設の名称及び所在地）

１、施設名	介護老人保健施設　小美玉敬愛の杜
２、開設年月日	平成２４年２月１日
３、所在地	茨城県小美玉市中台１４８番地
４、電話番号	0299－56－5181
５、ＦＡＸ	0299－56－3788
６、介護老人保険施設指定	平成２４年２月１日
７、管理者名	髙木　秀峯
８、介護保険施設指定番号	０８５５６８００１３

第３章　　職員の定数

１、管理者	１名
２、医　師	１名以上
３、看護職員・介護職員	３名以上
４、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士	0.2 名以上
５、支援相談員	１名以上
６、管理栄養士	１名以上
７、調理職員	必要数
８、事務職員	必要数

第４章　　業種及び業務内容

（職員の服務規則）

職員は、関係法令及び諸規程を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念し、服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意します。

１、利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、「安心」「安全」なケアを提供するべく接遇すること。

２、利用者に対して常に明朗な態度であり続けるために、常に個人衛生に留意すること。

３、お互いに協力し合い、能率の向上に努力すること。

４、施設の設備・備品の取り扱いには十分留意し、無駄を排し、節約を心掛ける。

（守秘義務）

施設職員に対して、施設職員である期間、及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らすことのないよう指導教育を図るほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとします。

第５章　　通所リハビリテーションの定数、営業日及び営業時間

（通所リハビリテーションの定員）

当施設の通所リハビリテーションの利用者の単位は１単位とし、３５人とします。

（営業日）

当施設の通所リハビリテーションの営業日は、月曜日から土曜日までの６日間を営業日とします。

（営業時間）

当施設の通所リハビリテーションの営業時間は、１０時から１６時までとします。

第６章　　通所リハビリテーションの受給資格及び事業の実施地域

（受給資格の確認）

通所リハビリテーションの開始にあたって、利用者の介護保険証により受給資格を確認します。

（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は「小美玉市」「石岡市」「茨城町」「笠間市」とします。

第７章　　利用の手続き等

（利用開始の手続き）

１、当施設は、利用者の契約する指定居宅支援事業者及び地域包括支援センターからの通所リハビリテーション利用に関する相談に基づいて利用申込者を利用させるものとします。

２、利用申込者の介護の程度が重いことをもって利用を拒みません。

３、利用申込者の利用に際しては、病歴、家族状況などの把握に努めます。

４、利用申込者の病状その他により、当施設での対応が困難であると認めた場合には、適切な他の社会資源の利用を誠実に支援します。

５、当施設は、新たに利用した利用者に対し、日課及び施設内での生活、食事や健康状態、介護状況などについて書面で説明を行います。

（利用終了の手続き）

下記の場合には、利用者の契約する居宅介護事業所と協議し、利用終了の手続きをとります。

１、利用者から、利用終了の申し出があり家族への確認も得られたとき。

２、利用者が、無断で帰宅し復帰の見込みがないとき。

３、利用者に病院治療の必要が生じたとき。

第８章　　通所リハビリテーションの内容及び施設利用の留意事項

（通所リハビリテーションの内容）

通所リハビリテーション計画（予防計画も同様）に基づき、医師の指示により、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって、利用者毎に、解決すべき課題の把握を適切に行い、その他職種との協同によりリハビリテーションカンファレンスを行って、心身機能の維持・向上に係る目標設定をし、計画を作成した上でリハビリテーションの提供を行います。

（施設利用にあたっての留意事項）

通所リハビリテーション利用にあたっての留意事項は以下となります。

１、利用時間内の医療機関への受診は、急変の時以外出来ない。

２、所持品等は、通所リハビリテーション利用上必要なもの以外は持ち込めない。

３、高額な商品や身の回り品及び多額の金銭については基本的に持ち込めない。また、その他に持込んだ身の回り品等の管理は基本的に利用者個人が責任を持って行うものとする。但し、利用者個人で管理が出来ないときは、事務所に申し出、事務所で管理する。

４、宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、又は、自己の利益の為に他人の自由を侵すことをしてはいけない。

５、喧嘩もしくは口論、泥酔、または、楽器などで音を大きく出し静穏を乱し他者に迷惑を及ぼしてはいけない。

６、指定した場所以外で火気を用いること喫煙することは禁止する。

７、故意に施設もしくは物品に損害を与えることをしてはならない。

８、金銭又は物品によって賭事をしてはならない。

９、無断で備品の位置又は形状を変えてはならない。

第９章　　通所リハビリテーションの利用者の負担

（利用者負担の額）

利用者の負担額は別紙、料金表をご確認ください。

第１０章　　非常災害対策

（非常災害対策）

施設管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と施設改善を図り、利用者の安全に万全を期します。

１、少なくとも年２回以上の非常災害訓練を行う。

２、消防計画及び消防業務の実施は、防災管理者が行う。

３、防火設備の点検を年２回以上行い、利用者の安全に対し万全を期す。

４，訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

第１１章　　その他施設の管理に関する重要事項

（感染症対策委員会）

１、当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の予防のため月１回程度の委員会を開催、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

２、感染症又は食中毒及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。

３、当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（リスクマネジメント）

１、事故報告書式及びヒヤリハット書式により発生時の記載及び対応者での改善策の話し合い、ご家族行政機関への報告の一連の流れをとる。

２、安全対策担当責任者を施設長（医師）と定め、毎月１回ケアリスクマネジメント委員会を開催し、発生した事故の検証及び分析、再発防止の対応策を話し合う。
その結果を全職員に周知徹底する。

３、定期的にリスクマネジメントの研修に参加するとともに、委員会主催での自主研修を開催する。

４、リスクマネージャー資格者による事故発生時のアドバイスや再発防止の検討指示を行う。

（衛生管理など）

１、利用者が使用する施設、食器その他の施設または飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずると共に、薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

２、利用者に当てられる場所は、必要に応じ適時、冷暖房のための措置を講じる。

３、空気調和設備により、施設内の適温・適湿・採光の確保および悪臭・異臭の防止に努める。

４、食中毒、および伝染病（感染症）の発生を防止すると共に、蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備、空気調和設備等の衛生的管理を行う。

５、栄養士、調理師等厨房勤務者は、月１回、検便を行わなければならない。

（虐待の防止など）

当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発の防止をするため以下に掲げる事項を実施する。

１、虐待等に対する相談窓口を設置する。

２、虐待を防止するための委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

３、虐待防止のための指針を整備するとともにそのために必要な措置を高じる。

４、虐待を防止するための年２回の定期的研修を実施する

５、上記を適切に実施するための責任者を施設長髙木秀峯医師とする。

６、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体の拘束など）

１、当施設は原則として利用者に対する身体拘束を廃止する。ただし当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の身体状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録する。

２、当施設は身体拘束等の適正化を図るために以下の事項を実施する

・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に実施するとともにその結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

・身体拘束の適正化のための指針を整備する

・虐待を防止するための定期的な研修を実施する

・上記の内容を適正に実施するための担当者を施設長髙木秀峰医師とする。

（苦情処理）

運営規程の概要及び利用者の苦情処理の対応については、施設内の利用者が見やすい場所に掲示します。

（その他）

１、介護保険施設サービスに関する政省令および通知並びに本規程に定めがない、運営に関する重要事項については、医療法人健甦会理事会において定めるものとします。

２、事業所がおこなったサービスに係る諸記録に関して、県条例の定めるものを整備し、その完結した日から５年間保存するものとする。

（施行）

この規程は　平成２４年４月１日より施行する。

（令和６年４月１日より一部改訂）